

**第3回笠岡市まちづくり協議会見直し検討委員会**

1. 開催日 令和3年10月6日(水) 13:30~15:30
2. 開催場所 笠岡市市民活動支援センター2階第1会議室
3. 内容

**1) 第2回検討委員会のまとめについて**

第2回検討委員会開催内容の確認を行いました。

**2) 笠岡市まちづくり協議会条例素案について****■事務局説明**

前回資料から修正した部分を朱書き記載。修正箇所について説明を行いました。

**■各委員からの意見・質問****【1条～3条について】**

- ・第1条の目的のところ長い。「地域の多様な主体が協働して地域の課題を活かして課題解決や魅力向上にむけた活動に取り組むためにまちづくり協議会に関する必要な事項を定める」「ことにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする」、この2つのどちらが目的なのか、分かりづらい。  
→(事務局)各24の協議会の中でぜひ取り組んでいただきたいこととして、「地域の特性を活かし課題解決や魅力向上に向けた活動に取り組む」を、その取組の結果、市全体として「豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現」していきたいという考えに基づき記載しています。目的が2つあるように見えるということで、もう少しわかりやすい文章に修正します。
- ・第2条の第5項の多様な主体の記載の順番をできるだけ主体的に入っていたきたい順番にした方がよい。行政協力委員や公民館は特に主体的に中心となって活動してくださる方なので、前に持って行った方がよい。  
→(事務局)検討します。

**【第4条～第7条】**

- ・第4条では「努めるもの」ではなくて、「参加することができる」というようにする方がより前向きではないか。
- ・第5条の(4)に第2条の(5)と同じく団体の表記があるので、整合性を取るため同様に順番の修正を検討してください。
- ・第5条では、「地域の多様な主体が協働して活動する場所」がまちづくり協議会であるならば、地域の団体を応援するという役割を示す必要があるのではないか。既にある活動されている団体、新たに作らないといけない場合もあると思うが、もともとあるものを活用するのがまちづくり協議会だと思う。
- ・第5条のそれぞれの役割の主語がはっきりしない。誰のために地域の情報を集めて、発信して広報に努めるのか、誰のために意見を調整して協議して決定するのか、そこが「まち協」なのか、「地域の多様な団体」なのか。多分「地域の多様な団体」だと思

うが、そこがいると思った。

→（事務局）まちづくり協議会の役割というのは9ページ下の方に赤字でありますように、いろいろな多様な主体の活動を横のつながりでコーディネートするというのが重要な役割と考えています。次回までに検討し、修正案として示します。

#### 【第8条～第10条】

- ・第8条 「1区域につき1団体」はいいと思う。
  - ・第10条の構成員の（2）について、第2条の定義でいうと、（6）と（7）のみが構成員なのか？多様な主体全て構成員になると思う。
- （事務局）第2条と第10条について整合性を図ります。

#### 【第11条～第12条】

- ・第11条第3項「健康づくり及び地域福祉の増進に関する活動」とあるが、厳密に言う地域福祉は、公私とともに進めていくという意味合いなので、「地域福祉」ではなく、「健康づくり及び福祉の増進に関する活動」とするほうが良い。
  - ・第12条で、補助金は基本的に税金なので、活動の制限の中に「特定の個人もしくは少数の人を利する活動」を制限した方がいいのではないかと思うので入れたらどうか。
  - ・まちづくりの事業ですするという定義で物を購入するときにきちんと説明をしたうえで買っているというのが一般的なまちづくり協議会だと思うので、どちらでもいいのではないか。
  - ・まちづくり協議会というのは、上に立つよりも全体を調整していくのがまちづくり協議会だという認識をしており、あまりガチガチ決めるのは違うのではと思う。
  - ・いわゆる各種団体をコーディネートするというのも1つの役目、プラス、各種団体がしていたところの隙間にあるような課題を取り上げて活動するのもまちづくり協議会の大きな働きと認識している。
  - ・例えば、地域において移住者の方に家を用意することは、移住者個人の利益になるといえばなるが、それによって移住者が増えるという地域として頑張らないといけないことに結びつく場合がある。他にも例えば、結婚して住んでくれる人を増やそうという婚活イベントを地域が実施することも、結婚する人にとって利益があることにお金を使うわけだが、長く見ると地域のためにプラスになることがあるのではと思う。空き家の管理についても、個人財産だが、誰かがそこに住んでくれる、結果として住民が増えるということもあると思うので、そうした活動が制限されないように書いた方がいいのではないか。
- （事務局）活動の制限ということで、個人の利益はもちろん考えられないことだと思うが、特にお金に関係するものなので、補助金などの要項などの中に詳細を記載するというのを検討します。

#### 【第13条～第16条】

- ・第13条 今までのまち協のまちづくり計画の策定とは違うものなのか？

→（事務局）同じものです。

- ・第13条 「市の総合計画等との整合性を図る」ということがわからない。総合計画との整合性に密接に関わるものがないものであると思うが、言葉の上で、総合計画と整合性を図るもの以外だめだということに逆に言えば取れると思う。そのあたりが一般の人に受け入れられるかという気がする。またまちづくり計画の策定にあたって、市からアドバイザー的なものがないと、整合性を取っているのかがわからない。
  - ・中長期の将来像が公開されているが、笠岡市全体の将来に向けた方向性が示されている訳だから、そういう流れに沿って、大きな方向でという意味ではないかと思う
  - ・健康づくり計画や地域福祉計画は、ボトムアップの計画になっているので、まちづくり計画を基本としてたてていくということを示されている。それをまとめたものが総合計画になってくると思うので、まちづくり計画を作ることによって計画に沿った健康づくりや福祉活動につなげていくということでこのままの表記で十分かと思う。
  - ・総合計画というのはボトムアップで、計画を作る段階でずっと積み上げてきて、将来の方向性が出ているのだから、整合性を取ることが当然というニュアンスではないかと思う。
  - ・まちづくり協議会では、各種団体が一緒になって活動している。その活動から情報を集めながら、現状を把握し地域を見守っていく。そういう窓口がまちづくり協議会ではないかと思う。それらが全て吸い上げられていって、総合計画ができあがっていくわけだから、一つのつながりというのは大事だと思う。
  - ・市の各種計画の積み上げが総合計画。様々な計画においてニーズ調査なども同じことを同じように聞いている中で、このまちづくり計画も住民の課題というのは多分同じような課題が出てきている。住民の役割としてまちづくり計画があって、さらに行政の役割として総合計画があることで、それが重なり合うことで総合計画が充実していくというような意味合いなので、整合性はないと多分進まないと思う。
  - ・総合計画というものは、トップダウンではなくて、吸い上げて、下から積み上げて、将来こうあるべきという将来の方向性、ベクトルを示している。このまちづくり計画もそのベクトルに沿って同じ方向を向いて行こうという部分があってこれが入っていると思う。
  - ・総合計画とまちづくり計画の整合性について、行政担当職員がしっかりサポートして、地域で間を取り持つような流れにはなっているか。
  - ・地域の方が市の計画全部に目を通すことはできないので、地域担当職員や行政職員に入って説明してもらって役割は非常に大事だと思う。
- （事務局）各種計画に載っていないものの隙間を埋めるようなものがうまく伝わるためにも、地域担当職員、行政職員からアドバイスができるようにこちらの方も調整していきたいと思っている。総合計画の内容については、全市、いろんな方が参加されているものなので、尊重し、行政職員が説明に力を入れていく必要がある。まちづくり協議会の計画されるものは、多かれ少なかれ総合計画の中のどこかには含まれ、方向付けられると思っているので、全く問題はないのではと思う。

- ・第15条 「まちづくり計画策定支援や～の支援を行う」とあるが、「支援」が2つ重なるので、最初の1行目の「まちづくり計画策定」の後の「支援」を取ってはどうか。

#### 【第17条～第20条】

- ・第17条 一つの文章が長い。3つくらいに分けてわかりやすくする方がいい。広報紙の活動部門と情報公開、書類の整備など分けてはどうか。
  - ・1つの項に2つの内容があるので、あと2項とか起こしてわかりやすくしてはどうかということだと思う。
  - ・第17条 まちづくり協議会の活動に関する全ての書類を事務局に備え付けるとあるので、ここにまちづくり協議会の事務局の場所などに関しては市の方で公開するというを入れるとしたら妥当なのかなと思う。
  - ・まちづくり協議会についてどこに言っていけばいいのか分かりづらいので、連絡先や窓口を市やまちづくり協議会のホームページなどで整備すると良い。
- （事務局）情報としては入手しており、関連する個人情報等に配慮すれば、整備可能と思いますので、記載内容につきましては、検討させてください。
- ・第18条 「協働のまちづくり」という言葉。「まちづくり」の前に「協働」という言葉を入れるのはそれなりの意図があると思う。使い分けがあるのか。「協働」がいらないといえはらない。
  - ・まちづくりは市民が主体でやりますという意味で「協働」がないといけないと思う。「協働の」と言う言葉がないと市が主体でまちづくりをするという意味になってしまうと思う。市民の協議会から市と協働でということ、ここを取ったらいけないと思う。
  - ・用語の定義の中で、市民が行う取組ということで謳っており、定義として分けた以上は、で十分意図が理解できるよう事務局にもう一度精査してもらい、混同しないようにする。
  - ・この条例自体の目的が「まちづくり協議会に関することを決める」、まちづくり協議会の条例なので、シンプルに「まちづくり協議会の推進に関する」とかにしてしまってもいいのではないか。
- （事務局）「協働のまちづくり」ということで、「まちづくり協議会」と特に切り分けて表現した意図はございません。今回の条例の目的そのものはまちづくり協議会条例ですので、混同しないように、目的に沿った進め方を検討します。第18条については、運用方法については別に定めて進めるように目的として、この条例の目的と同じことなので、混同しないような表現を検討します。

## 2) 笠岡市協働のまちづくりの手引きについて（資料3）

### ■事務局説明

前回資料から修正した部分を朱書き記載。修正箇所について説明を行いました。

主な説明は以下のとおり。

- ・まちづくり協議会の中で部会を持つということを選択肢としてあげ、参考例とともに地域の実情にあわせた体制を設けることの必要性を説明しました。
- ・まちづくり計画を策定することが、3つの課題（担い手不足、まちづくり協議会の周知と理解の不足、行政の支援）について有効性を発揮することを説明しました。

## ■各委員からの意見・質問

### 【P4】

- ・「②区域」に「笠岡市魅力あるまちづくり交付金」とある。「まちづくり」の前に「協働の」、ここでは「魅力ある」などあると「魅力ある」まちづくりばかりをしないといけないのかと感じる。まちづくりはそうではない。日々の生活に大切な地道な活動もたくさんあるんだという思いがあって、こういう「魅力ある」とかいうような言葉はできるだけ外していただきたい。
- ・条例案で「魅力ある」は取っているのですが、こちらの4ページの方も同じように削除するという「笠岡市まちづくり交付金」という形になるかと思う。他の部分も調整が必要ではないか。  
→（事務局）交付金の名称が現在「笠岡市魅力あるまちづくり交付金」になっており、名称変更につきましては要綱の改正が必要になると思います。今言われた「魅力ある」以外はだめなのかとそういう考え方によっては外した方がよいものなので、削るような形を持って行きたいと考えます。

### 【P6】

- ・例えば、まちづくり協議会に防災部会を設けるのであれば、防災士も、入ってもらったらどうか。
  - ・ここに書かれていないと対象ではないと思われてしまうところが一定数あると思う。条例案に書かれているように、まちづくり協議会に参加できる主体となるものは、事業者や学校や個人も含めるとなっていると思うので、誤解がないように地域に住んでいる方みなさんが、それぞれの特技を活かして参加できるということをいかに盛り込むかが必要だ。事例などの見せ方も広く受け取ってもらえるようにする必要があると思う。
  - ・事例1は、○○○○となっており、いろんなものが入りそうだが、事例2や事例3は完結されたような形になっている。これでクローズしているイメージがあるので、もう少し広がりがあるんだというようなことを何か工夫して、次回までに検討してもらいたい。
- （事務局）まちづくり協議会の窓口がわからないというような質問などは、P6イラストの吹き出しに付け加えるなど分かりやすい表現を検討します。また、誰が見ても阻害される感覚をもたないように○○部会であったり、○○という表現を付け加えたり、なるべく字数が許す限り入れていきたいと思えます。

## その他

- ・ 条例もできたから、人間で言えば、背骨ができ、骨格ができ、それから、まちづくりの手引きだから、あの手この手でやりましょうという方法、手足ができる。もう一つは、手引きの9ページの赤で書いてあるところが大変大切なのではないか。地域の人達が「やらないといけないなあ」など必要感、切実感などを喚起する、あるいは「ほんならまあ、ぼとぼとでもやるか」という気持ち喚起することがこれから一層大切になる。自主性、あるいは主体性というのか、地域の者達がお互い協力し合って、気持ちを醸成する、養う、あるいは呼びかける。「ここにも書いてあるから、このようにしてくれたらいいんじゃない」という、地域の者の心を動かす心が必要ではないか。やる気、心を動かすような何かを考えていただければと思う
- ・ やり方を簡素化して、2～3年くらい経って、それを元に戻してレベルを上げていくんだという気持ちで、各地域へ行って説明をしていただければ、レベルアップしてくると思う。
- ・ まちづくり計画については、今日追加配布について、手引きに付録か何かで添付する予定なのか。
  - (事務局) 地域でまちづくり計画を作るとき、作り方を説明するために昨年度協働のまちづくり課で作成したものです。おおむねこの流れに沿って、2年間で8つの項目をクリアして行けば、ある程度のまちづくり計画ができるであろうというながれになっています。
- ・ まちづくり計画は非常に重要な役割を果たすものだが、多くの人の意見を聞いたり、なかなか大変だなという。これまでに作られているところ、いないところあると思う。かなりハードルが高いところがあるのではないか。
- ・ やはり市の職員、地域担当職員がフォローしていただかないと、なかなか独自には作れないなということで、市の人的資源に期待される場所です。
- ・ 各まちづくり協議会の人が集まって、本音で話ができるような場を持ってもらおうと、やってない地区も考え始めると思う。心を動かさないとほんとに長続きはできないと思うので、そういう場も設けていただけたらありがたい。
- ・ 今のままだったら何年かかるかわからない。市の横の連絡網を活かして、行政全体の中で動いていくという形を企画してもらう必要があると思う。
  - (事務局) 今庁内に部署横断的会議の場で定期的にまちづくり協議会のみなさんから出てきた課題を共有する場を設けたいと思っております。そこで各部が課題を持ち帰って、まちづくり協議会が吸い上げていただいた課題を解決するものにつながっていければ、部署横断的に支援をする体制づくりにつながると思います。また、まちづくり計画の作成をより支援していく中で市の総合計画等の情報もしっかりみなさんにお伝えし、また地域で吸い上げてきていただいたものを市の計画にフィードバックできる良い流れを作っていくことにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。手引きには反映できないまでも、貴重な御意見を取りまとめる場を作っていたらと思います。

- ・ 交付金の制度見直しについてふれていないのはなぜか。  
→ (事務局) 次回提案予定です。
- ・ 交付金をしっかり活用していただくためにも、規定がいつもあいまいなので今回の改訂において検討いただきたい。
- ・ 条例, 手引きに示しきれないことがあると思う。  
一つは、地域担当職員が何をするのか、市全体として、職員に対してどういう話をしていくのかという行政機関の支援計画を作るといえることがあると思う。他にも市民活動支援センターの役割などそれ以外にも関連するいくつかのことがあるかと思う。次回の委員会は、先ほどの条例の最終案を確認することと併せて、この委員会からの市長に対する答申のようなかたちで出してはどうか。条例に書かれてないことで、しっかり徹底して市でやってほしいことや横断的な部署を越えたやりとりをしっかりと進めるようにしてほしい、あるいは地域担当職員がどういう気持ちで、どのようにしてほしいなどの意見をまとめて、出させていただくという形がいいのではないかと。